

北上地区消防組合職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 2 月17日

北上地区消防組合  
管理者 北上市長 伊 藤 彬

北上地区消防組合条例第 1 号

北上地区消防組合職員定数条例の一部を改正する条例

北上地区消防組合職員定数条例（昭和49年北上地区消防組合条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>( 定義 )</p> <p>第 2 条 この条例で「職員」とは、組合に常時勤務する地方公務員で一般職に属する者（期間を定めて雇用される者及び休職者を除く。）をいう。</p> <p>( 定数 )</p> <p>第 3 条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 事務局の職員 1 人</p> <p>(2) 消防機関の職員 1 2 4 人</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 平成 14 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間におい</p>	<p>( 定義 )</p> <p>第 2 条 この条例で「職員」とは、組合に常時勤務する地方公務員で一般職に属する者（期間を定めて雇用される者、<u>休職者及び地方公共団体等に派遣された者</u>で管理者が承認したものを除く。）をいう。</p> <p>( 定数 )</p> <p>第 3 条 職員の定数は、<u>1 3 5 人</u>とする。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>

ては、第3条第2号中、「124人」とあるのは、「132人」とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。